

平成28年度 第2回小樽市子ども・子育て会議 会議概要

- ◆日時 平成28年11月24日(木) 18:00～19:10
 - ◆場所 小樽市役所本館2階 市長応接室
 - ◆欠席委員 3名(井村委員、林委員、松並委員)
 - ◆事務局 福祉部長、福祉部副参事(子育て支援担当)、福祉部主幹(子育て支援担当)、子育て支援課長、子育て支援課子育て支援係長、子育て支援課保育係長、子育て支援課子育て支援係、子育て支援課保育係
 - ◆関係課 男女共同参画課長、障害福祉課長、こども発達支援センター所長、学校教育支援室主幹、企画政策室主幹、健康増進課長、生涯学習課長(欠席:商業労政課長)
- (注)発言にかかる委員の個人名は表記していません。

◇事務局

定刻になりましたので、ただいまから平成28年度第2回小樽市子ども・子育て会議を開催いたします。

最初に委員の皆様の本日の出席状況を報告させていただきます。本日、所用により欠席される旨の御連絡がありましたのは、井村委員、林委員、松並委員の3名であります。吹田議員は遅れて参加される予定です。会議の成立は委員過半数の出席であり、成立しております。

それでは、片桐会長、進行をお願いいたします。

◇会長

それでは、早速、議事の部に入ります。

本日の議事につきましては、次第にあるように議題が3点あります。

はじめに、事務局から「(1)小樽市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況(平成27年度実績)について」、説明をお願いします。

◇事務局

資料の説明に入る前に、今回の議題に「子ども・子育て支援事業計画の進捗状況」が、なぜ入っているかについて、簡単に御説明させていただきます。

子ども・子育て会議が処理する事務の1つとして、子ども・子育て支援法第77条第1項第4号に「当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し～当該施策の実施状況を調査審議すること」が掲げられておりまして、事業計画書の31ページにも「毎年度、点検評価を行い、その結果を公表します。」としておりますことから、本日の会議に諮るものでございます。

まず、資料1-1を御覧ください。この資料は、保育所、幼稚園、認定こども園などの教育・保育施設について平成27年度の利用実績や定員の変更について表した資料ですが、左側の「計画策定時(A)」と書かれた表が「小樽市子ども・子育て支援事業計画」を策定した当時の見込みでありまして、計画書の20ページから一部抜粋したものです。真ん中の「実績(H28.3現在)(B)」とありますのが、今年3月時点の保育所、幼稚園等の実績でありまして、右側が計画策定時と実績の差を表したものです。

なお、表の中の「1号」と書かれている部分は、子ども・子育て支援新制度での区分でありまして、3歳から小学校入学前の子どもで保育の必要がない子どもを意味しております。

「2号」につきましては、3歳から小学校入学前の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難な子どもを、「3号」につきましては、3歳未満の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難な子どもを意味しております。

ここで、「2号」の3歳から小学校入学前の家庭に必要な保育を受けることが困難な子どもにつきましては、実際には保育所ではなく幼稚園の利用を希望される保護者がおりますので、「2号」の欄の真ん中に線を引きまして、「1号」と「2号」の一部が幼稚園を利用する子ども、「2号」の左記以外と「3号」が保育所を利用する子どもと大まかに分けております。

それでは、計画に対して平成27年度の実績がどうであったか見ていきたいと思っております。

まず、「①量の見込み」であります。計画策定時の見込みでは、幼稚園利用が点線で囲った部分、「1号」と「2号」の幼稚園希望を合わせて1,160名でしたが、真ん中の表の平成28年3月現在の実績値は1,223名となりまして、右側の表で計画と実績の差を見ますと、計画よりも幼稚園利用が63名上回っております。次に、保育所利用につきましては、左側の表の計画では、点線で囲った部分、「2号」の幼稚園以外と「3号」を合わせた数字ですが、1,500名を見込んでおりましたが、真ん中の表の実績は1,468名となり、右側の表の計画との差では、3歳以上で4名、3歳未満で28名、計画よりも利用が少なかったことを表しております。

表の中段の、「②確保方策」であります。保育所や幼稚園などの各施設の定員の合計数を記載しております。幼稚園については、定員の変更はありませんでしたが、保育所部分におきましては、計画策定時1,500名であったところ、真ん中の表の実績では1,509名となり、計画策定時との差は9名となっております。

表の下段は、「過不足(②-①)」の欄ですが、需要と供給の差を表しています。真ん中の表では、幼稚園で332名分、需要より供給が多かったことを表しており、保育所部分につきましては、3歳以上の「2号」認定部分で20名、3歳未満の「3号」認定部分で21名需要より供給が多いこととなります。実際のところ、平成28年3月1日現在で、保育所の入所待ち児童が76名いたことを考慮しますと、保育所を利用したくても利用できなかった子どもの数が平成28年3月の実績に含まれていないため、保育所部分の需要と供給の差はもっと少ないものであると考えられるところです。

資料1-1についての説明は、以上です。

◇会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から資料1-1についての説明がありました。ここまでのところで、御不明な点や御質問、御意見はありますか。

(質問、意見なし)

◇事務局

続いて、資料1-2に基づいて、平成27年度における「地域子ども・子育て支援事業」の実施内容と、事業担当課における自己評価について説明させていただきます。

この地域子ども・子育て支援事業は、本市の事業計画上は11事業が位置付けられておまして、各事業の詳細は、A4版の資料に1事業1ページで記載しておりますが、本日は時間も限られておりますので、A3版の横で印刷された事業評価一覧表で説明させていただきます。

この資料の欄外に※印でAからDまでの評価の基準を記載しておりますが、資料の右寄りの「評価」欄に事業担当課からの意見を集約し事務局としての評価を記載しております。本日は、委員の皆様にご各事業の評価がこれでよいのかというところを中心に御意見をいただき、最終的にその右隣の欄に、今のところ空欄になっておりますが、「子ども・子育て会議における評価」を確定させていただきたいと考えております。

それでは、各事業について個別に説明させていただきます。

まず、1の「利用者支援事業」についてですが、子ども又はその保護者の身近な場所で、保育所や幼稚園などの施設や地域の子育て支援事業の利用に関する情報提供、相談・助言等を行うものです。事業評価を行うための活動指標としては、「実施か所数」を、成果指標としては

「相談件数」を設定しております。平成27年度におきましては、子育て支援課の窓口利用者支援相談員を1名配置し、保育所等の利用に関する相談援助等を行うことができましたので、事業担当課における評価は、事業目標を達成できたものとして「A」と記載しております。

次に2の「地域子育て支援拠点事業」につきましては、乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行うものでありまして、銭函保育所に併設されている地域子育て支援センター「あそぼ」、奥沢保育所に併設の「げんき」、赤岩保育所に併設の「風の子」の3センターと民間の朝里幼稚園で行われている「わくわく広場」で事業が実施されております。活動指標としては「事業の実施回数」、成果指標としては「事業への参加組数」を設定しています。平成27年度実績につきましては、目標とする利用実績を達成できたことから、事業担当課における評価は、「A」としてしております。

次に3の「妊婦健康診査事業」ですが、こちらの事業はA4縦の資料の3ページを御覧ください。事業の概要は、妊婦の健康の保持増進及び経済的負担の軽減のために妊婦健康診査に係る費用を公費で負担するものです。活動指標については「母子手帳交付件数」、成果指標については「1人当たり受診件数」を設定しています。続いて、中段からやや下よりの部分にある「(A)(B)を考慮した需要量(指標)」と書かれた欄を御覧ください。平成27年度の実績は、健診の対象人数が574人、延べ健診回数が6,931回であり、計画を策定した時点の需要見込みである672人、7,728回を下回っていますが、これについては人口減少に伴う出生数の減少が主な要因であると判断しており、また、妊婦さん1人当たりの受診回数12回は、ほぼ目標を達成できていることから、事業担当課における評価を「A」としているものです。

A3版の一覧表に戻りまして、次に4の「乳児家庭全戸訪問事業」についてですが、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や育児相談等の援助を行うものです。活動指標については「訪問家庭数」、成果指標については「対象家庭数」と「対象者数」を設定しています。この事業では、対象家庭に対する実施率100%を目標としておりましたが、平成27年度は対象家庭に対する訪問実施率が98%であり、目標をやや下回りましたが、訪問拒否等で訪問できなかった家庭に対しましても電話連絡等で育児状況の把握を行っていることから、事業担当課における評価を「A」としてしております。

次に5の「養育支援訪問事業等」の事業ですが、育児環境に心配があつて養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師が居宅を訪問し、助言指導を行うことで養育上の問題の解決・軽減を図る事業で、必要に応じてヘルパーを派遣し、家事の援助などを行うものです。平成27年度の実績につきましては、平成27年度中は事業開始に向けた準備を行っていたものであり、事業開始に至っていなかったため、評価を「D」としてしております。なお、平成28年度から「養育支援訪問事業」を開始いたしましたので、次年度以降は、評価が改まるものと判断しております。

次に6の「子育て短期支援事業」ですが、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等の入所により必要な保護を行う事業です。平成27年度においては、他市の状況などを調査いたしましたが、事業化できておりませんでしたので、担当課での評価を「D」としてしております。なお、こちらの事業につきましては、平成29年度から事業開始することを目途に準備を進めているところです。

次に7の「子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)」ですが、この事業は乳幼児や小学生の子どもがいる保護者で児童の預かり等の援助を受ける「依頼会員」と、援助を行う「提供会員」の間の連絡調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進する事業で、本市では平成23年度からNPO法人に委託し、事業を実施しているものです。活動指

標は「提供会員養成講習会修了者数」と「提供会員養成講習会開催数」を、成果指標は「提供会員数」と依頼と提供の両方を兼ねる「両方会員数」を設定しています。平成27年度の実績は、延べ利用人数が事業計画上は740人の見込みに対し、587人と見込みを下回っておりますが、援助の利用の申込みのあった方に対して、ほぼ全件についてサービスの提供を行えていることから、事業目的を達成することができたものと判断し、事業担当課における評価を「A」としております。

次に8の「一時預かり事業」ですが、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間に、保育所、幼稚園、認定こども園等の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行うものです。活動指標につきましては「実施施設数」、成果指標につきましては「延べ利用児童数」を設定しています。平成27年度の実績につきましては、A4版資料の8ページ、中段から下の「(A)(B)を考慮した需要量」の表を御覧いただきたいのですが、幼稚園と保育所を合わせた確保方策45,700人に対し、実績が保育所の953人のみとなりました。これは、一時預かり事業が、保育所においては3か所で実施されましたが、幼稚園での実施が0か所であったためです。幼稚園におきましては、「子ども・子育て支援新制度での一時預かり事業」ができなかったものですが、従来からの「私学助成制度の預かり保育」は実施していたため、保護者のニーズには一定程度応えることができたものと判断しております。評価を「B」としております。なお、平成28年度から幼稚園で本事業を開始したところが1か所あり、平成28年度の実績からは数字も伸びていくものと想定しております。

A3版の一覧表に戻りまして、9の「時間外保育(延長保育)」事業ですが、現在保育所を利用している子どもについて、保育所の開所時間を越えて保育所を利用するものです。活動指標につきましては「実施施設数」、成果指標につきましては「延利用児童数」及び「実利用児童数」を設定しております。平成27年度は、延長保育の利用を希望する方全員が、延長保育を利用することができたものであり、事業担当課における評価を「A」としております。

次に10の「病児(病後児)保育事業」ですが、病気の子供が、保育所や幼稚園に通うことができないときに、病院や保育所等に付設された専用スペース等で預かりまして、看護師等が一時的に保育を行うものです。本市においては、市内の小児科医が少ない等の事情により現在事業が行われておりませんが、ファミリーサポートセンター事業で病児の預かりを行っており、病児(病後児)保育の一部を担っていることから、担当課における評価を「C」としております。ただし、ファミリーサポートセンターで病児の預かりをする場合に保護者の負担が高額となるため、その負担を軽減する対応ができないか現在、検討しているところです。

次に11の「放課後児童健全育成事業」ですが、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後、小学校の余裕教室、児童館等を利用し、遊びと生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業であり、本市では放課後児童クラブとして実施しています。活動指標につきましては「開設数」及び「開設クラブ数」を、成果指標としては「待機人数」を設定しています。平成27年度の実績につきましては、需要量の見込みが790人に対して、実績が787人とほぼ見込みどおりであり、年度途中で一時待機児童が発生しましたが年度内に全員を受け入れることができたため、担当課による評価は「A」としております。

「資料1-2」についての説明は、以上となります。

◇会長

ただいま、資料1-2に基づき、議事の「(1)小樽市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況(平成27年度実績)について」説明がありました。事前に資料を御確認いただいたと思いますが、ここまでのところで、御不明な点や御質問、御意見はありますか。

◇委員

ファミリーサポートセンターで病児・病後児をみているが、負担の軽減を検討していることは

よいことだと思います。使いやすい制度にしてほしいと思います。

◇会長

それでは、平成27年度における「小樽市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況に関して、教育・保育「需要量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」についての実績報告と、「地域子ども・子育て支援事業」の活動指標や成果指標の設定及び平成27年度における「子ども・子育て会議における評価」について、事務局案には過大な評価はなかったものと思いますので、事務局の報告を了承し、平成27年度における「子ども・子育て会議における評価」については、事務局案どおりで良いと思います。

それでは、次の議題、「(2) 市立保育所の利用定員について」、事務局より説明願います。

◇事務局

それでは、資料2を御覧ください。市立保育所の児童定員につきましては、過去3か年の利用状況や、入所待ち児童数を参考に3年ごとに見直しを行うこととしており、前回は平成26年度に見直しを行ったため、今回、平成29年度の見直しについて変更案を作成しました。

変更案の作成に当たりましては、1ページの冒頭に記載しておりますとおり、市内の保育所等における入所待ち児童数の削減を図るため、0歳児及び1歳児の受入れ児童数を拡大し、また各保育所間の入所実態に合わせて合計定員数を調整することを基本として案を作成したものです。

なお、0歳、1歳の定員増加に併せて、3歳から5歳児の定員を削減しているため、市立保育所5か所全体では、定員の増減はないものです。

続いて、保育所ごとの増減について説明したいと思いますが、その前に資料2の2ページを御覧ください。「(7) 参考事項」に説明を記載しておりますが、各表のうち「認可定員」と記載されているものは、保育所や認定こども園の設置に当たりまして、北海道に認可された定員を言い、児童の入所受入れや保育士の配置など、この「認可定員」を基に保育所運営を行っているものです。また、「利用定員」につきましては、市町村が民間の保育所等に運営費を毎月支払う際の、支払単価を決めるために設定するものであって、認可定員と利用定員の意味が異なることを御理解ください。

まず、1ページの(1)赤岩保育所ですが、表の1行目の平成28年度の認可定員は合計で105名となっています。2行目に利用定員がありますが、合計数は105名で認可定員と同数ですが、年齢別では認可定員と若干人数が異なっています。これは、当初平成26年度の市立保育所の定員を定めたときにこのずれは生じていなかったものですが、平成27年3月に「子ども・子育て支援事業計画」を定めた際に、民間保育所と市立保育所の間で定員調整を行う必要が生じたため、市立保育所側で「利用定員」を調整したためにずれが発生したものです。公立保育所の運営では、国の交付金が入らないため、認可定員と利用定員のずれについては、特段の支障がありませんし、今回の平成29年度の定員改定では、表の一番下の行にありますように「利用定員の数＝(イコール)認可定員の数」として設定するものです。

年齢別に平成28年度現在の「認可定員」と平成29年度の変更案を比較しますと、直近の入所率が約81%であることや過去3か年の入所状況、入所待ち児童の発生状況を考慮しまして、0歳児と2歳児合わせて3名定員を増やしますが、1歳児と3歳児から5歳児で合計8名定員を減らし、全体では100名となり、現在の定員105名から5名定員を削減いたします。

次に(2)の手宮保育所の表を御覧ください。現在の認可定員は合計で85名です。11月1日現在の児童の入所率は約82%ですが、保育士の不足により7名の入所待ち児童が発生しています。定員変更案では、0歳児で2名定員を増やしますが、4歳児と5歳児で合わせて2名定員を減らしますので、全体では85名となり、現在と変更がありません。

次に(3)の最上保育所の表を御覧ください。現在の認可定員は合計45名で、11月1日現在の入所率は約73%となっています。変更案では、3歳児と4歳児合わせて5名定員を減らし、全体では40名となり、現行から5名定員を削減します。

続いて、資料の2ページ、(4)の奥沢保育所の表を御覧ください。現在の認可定員は合計で70名です。奥沢保育所は、11月1日現在で入所率が約97%に達しており、0歳児と1歳児を合わせて6名の入所待ち児童が発生しています。定員変更案は、0歳児から3歳児合わせて9名定員を増やしますが、4歳児と5歳児合わせて4名定員を減らしますので、全体では75名となり、現在から5名増となるものです。

続いて、(5)の銭函保育所の表を御覧ください。現在の認可定員は合計で75名です。11月1日現在で入所率が104%、定員を超過して78名の児童が入所しております。また、0歳児で2名の入所待ち児童がいる状況です。定員変更案は、0歳児から3歳児で5名定員を増やし、全体では80名となり、現在から5名増となるものです。

続いて、(6)の市立5保育所の合計の表を御覧ください。保育所ごと、年齢別に増減はありましたが、市立保育所全体での定員は現行380名から変更はないものです。

それから、5保育所合計の表の外に、「H29-28利用定員の差」という欄がありますが、こちらは、事業計画でのみ設定している平成28年度現在の「利用定員」と変更案との差を表しております。利用定員上は、0歳児で7名、1歳児で8名定員が増え、2歳児が変わらず、3歳児で1名、4歳児で6名、5歳児で8名定員が減ることになります。

次に、資料の3ページ、「2 教育・保育「需要量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」への変更内容の反映」を御覧ください。今お話ししました、市立保育所全体の「利用定員」の変更を行った場合に、事業計画書20ページの教育・保育「需要量の見込みに対する「確保の内容」及び「実施時期」の表の平成29年度部分でどう影響するかを表しております。

今回の児童定員の変更は、表の中段「②確保方策」に変更が生じます。市立保育所は、この表では、特定教育・保育施設に該当しますので、点線で丸で囲った部分に変更箇所です。

表の2号の欄の「左記以外」の所は、保育所の3歳以上の児童が該当しますので、現行の人数が772名ですが、市立保育所において3歳から5歳の定員を15名削減しますので、変更後は757名と変わります。3号のうち0歳は現行195名ですが、市立保育所で7名利用定員を増やしますので202名に変わり、1・2歳は市立保育所で8名定員を増やしますので、500名から508名に変更となります。

次に「3 市立保育所の定員変更に伴う効果」を御覧ください。全国的な保育士不足の影響から、市内の保育所でも保育士の確保が困難になっており、11月1日現在、0歳児で26名、1歳児で15名、2歳児で7名、3～4歳児で4名、合計52名の入所待ち児童が発生しています。今回の児童定員の改正では、この入所待ち児童数の削減を目標として、乳児を中心に受入枠を拡大することが必要と判断し、改正案を作成したものです。

この効果につきましては、3ページの上段の表の1番下、「過不足(②-①)」欄を御覧いただきたいのですが、市立保育所で0歳児の受入れを7名分拡大したことにより、3号の内で、「0歳」の欄が△23人から△16人に7名分減少することになります。

また、1歳児の利用定員が8名増えるため、3号の内、「1・2歳」の欄の「量の見込み」と「確保方策」の差が、39名から47名に8名増加しますが、現在「1・2歳」の入所待ち児童が22名発生していることから、「1・2歳」児についても定員を改定するものです。

なお、児童の年齢別の受入れ定員を変更することにより、市立保育所全体で現在と比較して5名の保育士の増員が必要となります。私からの説明は以上です。

◇会長

ありがとうございました。ただいま、「市立保育所の利用定員について」の説明がありましたが、これについて御質問、御意見はありますか。

◇委員

今も保育士が不足している状況ですが、児童定員を見直しすると、市の保育士が5名不足するのですか。

◇事務局

児童の定員変更を行うことで、市立保育所全体で、現在の保育士数より5名不足します。民間の保育所は含みません。

◇会長

保育士が5名確保できない場合は、どうなるのですか。

◇事務局

保育士確保には努力します。

◇委員

保育士資格があっても働いていない人もいますが、何か対策していますか。

◇事務局

この5名については、正規職員として新規採用試験を行います。また、不足する場合は、臨時職員として採用する予定です。

資格があるが働いていない方へは就職支援セミナーを開催しておりますが、今後もセミナーを開催するなどして呼びかけをしていきます。

◇会長

保育士が確保できなければ、児童も入所できないことになりますか。

◇事務局

正規職員の保育士を採用して対応したいと考えております。

◇委員

正規職員はできないが、パートならできる保育士もいます。

◇事務局

5名の正規職員が採用できない場合は、不足する保育士分は、臨時職員などで補う予定です。雇用形態はいろいろあります。

◇委員

育休から復帰して働きたい場合、休職中で入所選考の点数が低いため、自分の子どもを保育所に預けられない保育士もいます。加点の見直しを行う予定と聞きましたので、よろしく願います。

◇会長

保育士の増員は、大きなミッションですが、保育士養成学校は市内にありますか。

◇委員

市内に保育士の専門学校はありません。幼稚園教諭と保育士の両方の資格を持っている場合、幼稚園に勤務したい人が多いと聞きます。保育所に勤務しても現実とのギャップで退職する人も増えています。

◇委員

札幌では、民間保育所が集まって、セミナーを開催して勧誘しています。保育所はこういう現場だと説明しても、実際働いてみると長続きしないと聞いています。

◇委員

札幌の保育士専門学校へ関東からの保育士募集が多いと聞いています。小樽市出身の学生なら愛着がある小樽市内で働く人が多いと聞いています。

◇委員

子ども・子育て新制度が始まり、保育士の必要数が増加し、配置基準、例えば0歳児では3対1など、必要な保育士数を確保するのが難しくなりました。課題がたくさんあります。

◇会長

市内の保育所等の入所待ち児童数の削減を図る目的で、市立保育所において、0歳児及び1歳児の受入れを拡大することと、保育所間の児童定員数の調整を図る案でしたが、事務局案に御了

承いただきましたので、原案どおり進めていただくことで良いと思います。

それでは、次の「(3) 小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正の概要について」、事務局より説明願います。

◇事務局

この制度改正につきましては、平成29年第1回定例会に条例改正案を提出し、平成29年4月1日施行を予定しているところですが、事前に改正の概要を本会議に諮り、委員の皆様の御意見を頂戴するため、本日の議題の1つとさせていただいたものです。

それでは、資料3を御覧ください。

1 ページ目、改正の対象となる条例ですが、「小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」であります。この条例で定める基準が適用される事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業になりますが、定員が19人以下の小規模な保育事業が対象であり、現在小樽市内で対象となる施設は、張碓の「かもめ乳児保育園」1か所のみとなります。ただし、来年4月1日から、「かもめ乳児保育園」は認定こども園に移行する予定となっておりますので、来年4月1日の改正後に、この条例の対象となる施設はない予定です。

また、この条例は、国の基準を引用する形式をとっております。今回、国の基準が改正されまして、改正の内容は2の(1)に記載しておりますが、①は、今年の4月から一定の条件を満たす場合は、保育士に代えて保育士資格を持たない者を配置することができるというものです。②は、今年の6月から建物の4階以上に保育室を設ける場合の、避難用屋内階段の基準を一部弾力化するものです。

2 ページ目は、北海道の条例改正等の状況を(2)に記載しています。北海道においては、定員20名以上の、保育所、認定こども園に関する基準を条例及び規則で定めているものです。改正内容は四角で囲った部分ですが、基本的には国の改正内容をそのまま適用しているものです。ただし、保育所や認定こども園が、無条件で改正された基準が適用されるわけではなく、各保育所等が特例の適用を受けるためには、事前に北海道に対して協議を行い、特例の開始後は、届出を行うことが条件となっております。

最後に小樽市の対応ですが、2ページの「3 市の条例改正の内容」を御覧ください。国の基準が「従うべき基準」とされていることから、基本的には国の基準どおり改正を行う考えですが、規制緩和ということで、「保育の質の低下」に対する不安を訴える意見が予想されることから、保育の安全性を確保するために、北海道の事前届出制を小樽市でも採用し、配置される職員数や有する資格の内容など、特例の適用に問題がないか、また適正な運営がなされているか確認しながら運用する予定としています。

なお、建築基準法施行令の一部改正に伴う施設設備基準の改正につきましては、施設利用者の安全確保のため、国基準どおり改正することといたします。説明は以上です。

◇会長

ありがとうございます。条例の改正の概要についての説明がありましたが、これについて御質問、御意見はありますか。事務局案でよろしいでしょうか。

(委員から質問等なし)

◇会長

それでは、小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正の概要について、事務局案と特に大きく異なる御意見はなかったと思いますので、原案どおり進めていただくことで良いと思います。

次に、「3 その他」に入ります。事務局から何かありますか。

◇事務局

今後のスケジュールでございますが、現在のところ今年度中に本会議で審議すべき議題につき

ましては、未定でありますので、次回開催時期につきましても確定しておりません。

委員の皆様には、次回開催時期がはっきりしましたら、御連絡を差し上げたいと考えております。

また、1点皆様に連絡事項がございます。前回の会議でもお知らせいたしましたが、今回から御出席いただきました報酬の支払方法を口座払に変更させていただいております。何か御不明な点がございましたら、事務局まで御連絡くださいますよう、お願いいたします。

◇会長

最後に、委員の皆様から、何かありますか。

◇委員

事前に資料の送付がありました小樽市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況を確認しましたが、「A」や「B」の評価は、適切だと思いますが、今後の水準を維持するというのは、これだけということではないので、今後もニーズの把握についてアンケート調査などを行うと思います。ごく一部の意見となります。

例えば、地域子育て支援センターの事業に参加したいと考えても、定員があり、先着順や抽選などありますが、なかなか参加できない母親もいます。母親同士の仲間づくりのきっかけからはずれてしまう人がいます。申込みからはずれた人の配慮を考えてほしいものです。評価が「A」だからよいのではなく、これからもニーズ把握をして、利用者の立場を考えてほしいものです。

◇会長

貴重な御意見ありがとうございました。

◇事務局

改善に向けて考えて行きます。来年度は、小樽市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行いますので、見直しに向けてニーズ調査を行い、ニーズの把握をして、利用者の声を聞きたいと思っております。

◇委員

同じ人が何回も子育て事業に参加できるのではなく、希望者がいろいろな事業に参加できるようなくみづくりもお願いします。

◇委員

広報おたるは新聞の折込で各家庭へ配布されていますが、新聞をとっていない場合、市から郵送がありますが、それも知らない人がいます。若い母親は、インターネットから情報を得ている人が多いのです。

◇委員

児童館でも子育て支援事業を行っていますが、例えば、定員15人で5回連続の事業であれば、母親たちが仲良くなり、事業終了後も仲間が集まっています。

◇会長

貴重な御意見ありがとうございました。市では、ホームページなど情報提供について配慮していただきたいと思っております。特に若い母親向けに配慮してください。

◇委員

出生数ですが、去年は600人程度で、今年は10月末で430人程度ですが、今後、出生数が減少していく理由について、市から説明してほしいと思っております。一時的なものなのか、これからも大きく後退するのか、市の方で考えて、状況を分析していただきたいと思っております。

◇委員

現在、小樽市内で出産できる場所が1か所なので、小樽市内ではなく、札幌市で出産しています。特に若い母親はそういう傾向です。

◇委員

札幌への通院することを考えて、2人目、3人目の出産をあきらめる人もいます。

◇委員

出生数は減少していますが、仕事をしながら働く母親は増えていきますので、0歳児、1歳児の保育所の入所希望は増えていくと思います。

◇会長

周産期医療は大きな問題です。

そのほか無ければ、本日はこれで議題を終えましたので、会議はこれで閉会いたします。

皆様、長時間お疲れ様でした。